

令和7年1月15日

住宅改修受領委任払取扱登録事業所 御中

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課長

**千葉市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業所登録更新説明会兼研修会開催の
お知らせ【事前申込制】**

日頃より、介護保険事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、千葉市で実施している住宅改修の「受領委任払い」制度につきまして、貴社は令和7年3月31日をもちまして登録有効期間が満了となります。

登録を更新するためには、市に登録申請書を提出のうえ、下記の更新説明会兼研修会にご出席いただく必要があります。

つきましては、下記のとおり各期限日までに手続きをお願いいたします。

記

1 更新説明会兼研修会の開催について【更新希望者のみ】

- (1) 日 時 令和7年2月17日(月)午後2時～3時
(受付は午後1時30分から)
- (2) 場 所 千葉市役所本庁舎1階 正庁
(千葉市中央区千葉港1番1号)

2 「事前回答書」の提出【全員提出】

- (1) 手 続 き： 別添「事前回答書」に、登録更新に係る希望の有無等を記載のうえ、提出してください。
- (2) 提出期限： 令和7年1月31日(金) (必着)
- (3) 提出方法： FAX、電子申請、電子メール、郵送、窓口持参のいずれか

(電子申請の場合)

https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39756



3 「登録申請書」の提出【更新希望者のみ】

- (1) 手 続 き： 別添「介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書」に更新登録する内容を記載し、押印のうえ、原本を提出してください。
- (2) 提出期限： 令和7年2月10日(月) (必着)
※「登録申請書」は、1月31日(金)までに提出が可能な場合、「事前回答書」と併せてご提出いただいても構いません。
※提出期限までに「登録申請書」の提出がない場合、登録更新はできません。
- (3) 提出方法： 郵送または窓口持参

4 「登録申請書」に係る不備の補正【該当者のみ】

ご提出いただいた「登録申請書」に不備がある場合は、更新説明会兼研修会当日に返却いたしますので、令和7年2月28日（金）までに再提出してください。

※提出期限までに再提出がない場合、登録更新はできません。

5 「登録申請書」作成・提出時の注意事項

- (1) 令和5年8月10日から「登録申請書」の様式を変更しています。提出の際には、必ず送付する申請書様式または千葉市ホームページに掲載の申請書様式をご利用ください。旧申請様式でご提出いただいた場合、差し替えをお願いします。
- (2) 「登録申請書」は、事業所の設置者の代表者印や登録する事業所の代表者印の押印が必要になります。提出期限までにあらかじめご準備いただくようお願いします。
- (3) 「登録申請書」は、裏面に「承諾する内容」を両面印刷したうえで使用してください。
(両面印刷ができない場合は割印も可)
なお、指定振込先口座欄は、更新登録のため記入不要です。
- (4) 記入例をよくご確認のうえ、作成をお願いいたします。

5 その他

- (1) 更新説明会兼研修会は、令和7年2月17日（月）午後2時～3時と2月18日（火）午前10時～11時に同内容で開催します。表面1（1）の日時にご都合がつかない場合は、参加日時を変更できる場合がございますので、事前回答書にご記載ください。
(会場の都合によっては変更できないこともございます。)
ご記載いただいた場合の日時の調整結果を事前回答書締切後にご連絡します。
- (2) 現在有効の登録内容（所在地、代表者名、振込先、メールアドレス等）に一部でも変更がある場合は、事前に「介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所に係る変更届出書（様式第3号）」の提出が必要となりますので、登録内容をご確認ください。なお、提出された登録申請書に変更箇所があった場合は、内容に変更があったものとみなします。
- (3) 更新説明会の不参加または書類未提出等の場合は、登録更新はできません。（令和7年4月1日からは償還払いの取扱いとなります。受領委任払いを行う場合、再度、新規の登録手続きが必要です。）
- (4) 更新説明会兼研修会の当日、遅刻または早退をした場合には、登録更新はできませんので、ご注意ください。
- (5) 千葉市役所本庁舎 市民駐車場の台数には限りがあるため、可能な限り公共交通機関をご利用ください。なお、やむを得ず市民駐車場をご利用の場合は、駐車券を更新説明会会場までお持ちください。

6 提出先・お問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟9階 介護保険管理課 業務班

TEL：043（245）5061

FAX：043（245）5623

E-mail: kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

○交通案内図

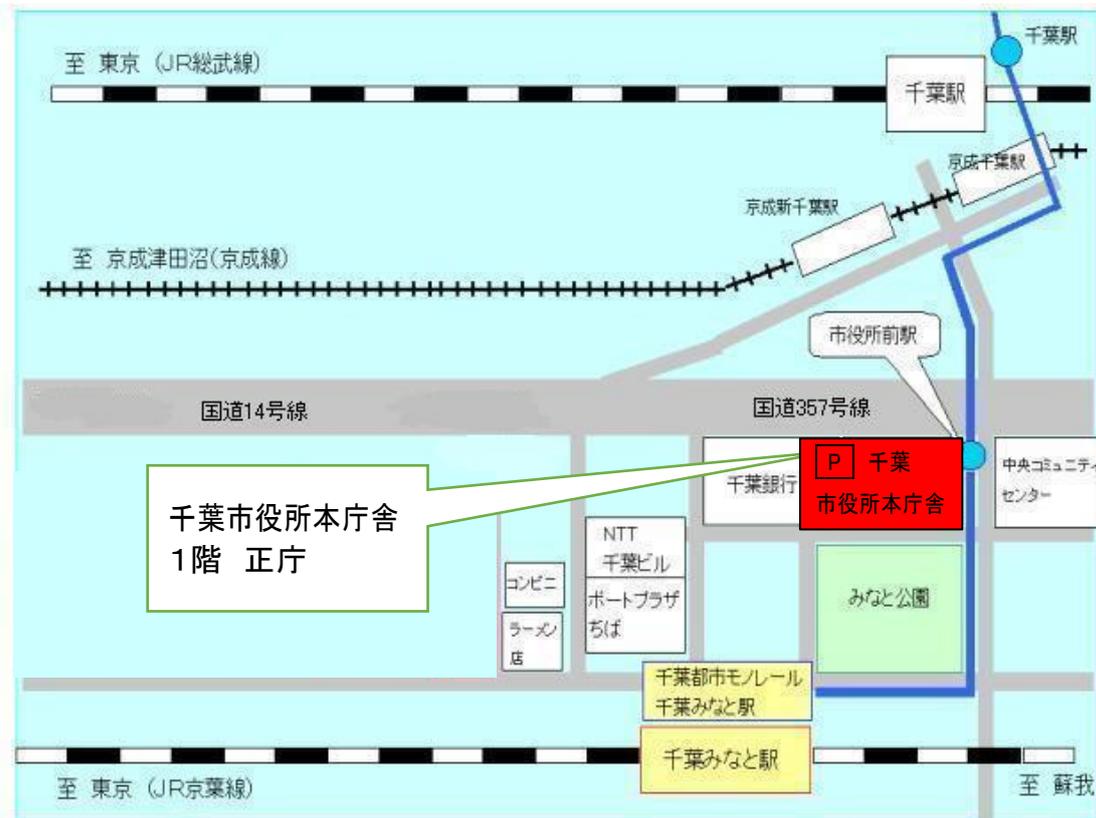
住宅改修費受領委任払取扱事業所登録更新説明会兼研修会

① 令和7年2月17日(月)午後2時開始

② 令和7年2月18日(火)午前10時開始

のうち、

お知らせに記載の日時



最寄駅	千葉都市モノレール	市役所前駅	徒歩1分
	JR京葉線	千葉みなと駅	徒歩10分
	JR総武線	千葉駅	徒歩10～15分
	京成線	京成千葉駅	徒歩10～15分

※千葉市役所本庁舎 市民駐車場の台数には限りがあるため、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

※お車でお越しの方は、「駐車券」を会場までお持ちください。

※参加出来る方は、事前にご提出いただく「事前回答書」で「更新を希望する」と回答した事業所に在籍する役員または従業者1名となります。

※当日の遅刻、早退は受講したものとは認められず、登録更新はできません。時間に余裕をもってお越しください。

※駐車場等工事のため、一時的に通行可能（閉鎖時期未定）



本庁舎 1 階
開催場所は
こちらです。

令和7年1月15日

住宅改修受領委任払取扱登録事業所 御中

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課長

**千葉市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業所登録更新説明会兼研修会開催の
お知らせ【事前申込制】**

日頃より、介護保険事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、千葉市で実施している住宅改修の「受領委任払い」制度につきまして、貴社は令和7年3月31日をもちまして登録有効期間が満了となります。

登録を更新するためには、市に登録申請書を提出のうえ、下記の更新説明会兼研修会にご出席いただく必要があります。

つきましては、下記のとおり各期限日までに手続きをお願いいたします。

記

1 更新説明会兼研修会の開催について【更新希望者のみ】

- (1) 日 時 令和7年2月18日(火) 午前10時～11時
(受付は午前9時30分から)
- (2) 場 所 千葉市役所本庁舎1階 正庁
(千葉市中央区千葉港1番1号)

2 「事前回答書」の提出【全員提出】

- (1) 手 続 き： 別添「事前回答書」に、登録更新に係る希望の有無等を記載のうえ、提出してください。
- (2) 提出期限： 令和7年1月31日(金) (必着)
- (3) 提出方法： FAX、電子申請、電子メール、郵送、窓口持参のいずれか

(電子申請の場合)

https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39756



3 「登録申請書」の提出【更新希望者のみ】

- (1) 手 続 き： 別添「介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書」に更新登録する内容を記載し、押印のうえ、原本を提出してください。
- (2) 提出期限： 令和7年2月10日(月) (必着)
※「登録申請書」は、1月31日(金)までに提出が可能な場合、「事前回答書」と併せてご提出いただいても構いません。
※提出期限までに「登録申請書」の提出がない場合、登録更新はできません。
- (3) 提出方法： 郵送または窓口持参

4 「登録申請書」に係る不備の補正【該当者のみ】

ご提出いただいた「登録申請書」に不備がある場合は、更新説明会兼研修会当日に返却いたしますので、令和7年2月28日（金）までに再提出してください。

※提出期限までに再提出がない場合、登録更新はできません。

5 「登録申請書」作成・提出時の注意事項

- (1) 令和5年8月10日から「登録申請書」の様式を変更しています。提出の際には、必ず送付する申請書様式または千葉市ホームページに掲載の申請書様式をご利用ください。旧申請様式でご提出いただいた場合、差し替えをお願いします。
- (2) 「登録申請書」は、事業所の設置者の代表者印や登録する事業所の代表者印の押印が必要になります。提出期限までにあらかじめご準備いただくようお願いします。
- (3) 「登録申請書」は、裏面に「承諾する内容」を両面印刷したうえで使用してください。
(両面印刷ができない場合は割印も可)
なお、指定振込先口座欄は、更新登録のため記入不要です。
- (4) 記入例をよくご確認のうえ、作成をお願いいたします。

5 その他

- (1) 更新説明会兼研修会は、令和7年2月17日（月）午後2時～3時と2月18日（火）午前10時～11時に同内容で開催します。表面1（1）の日時にご都合がつかない場合は、参加日時を変更できる場合がございますので、事前回答書にご記載ください。
(会場の都合によっては変更できないこともございます。)
ご記載いただいた場合の日時の調整結果を事前回答書締切後にご連絡します。
- (2) 現在有効の登録内容（所在地、代表者名、振込先、メールアドレス等）に一部でも変更がある場合は、事前に「介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所に係る変更届出書（様式第3号）」の提出が必要となりますので、登録内容をご確認ください。なお、提出された登録申請書に変更箇所があった場合は、内容に変更があったものとみなします。
- (3) 更新説明会の不参加または書類未提出等の場合は、登録更新はできません。（令和7年4月1日からは償還払いの取扱いとなります。受領委任払いを行う場合、再度、新規の登録手続きが必要です。）
- (4) 更新説明会兼研修会の当日、遅刻または早退をした場合には、登録更新はできませんので、ご注意ください。
- (5) 千葉市役所本庁舎 市民駐車場の台数には限りがあるため、可能な限り公共交通機関をご利用ください。なお、やむを得ず市民駐車場をご利用の場合は、駐車券を更新説明会会場までお持ちください。

6 提出先・お問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟9階 介護保険管理課 業務班

TEL：043（245）5061

FAX：043（245）5623

E-mail: kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

○交通案内図

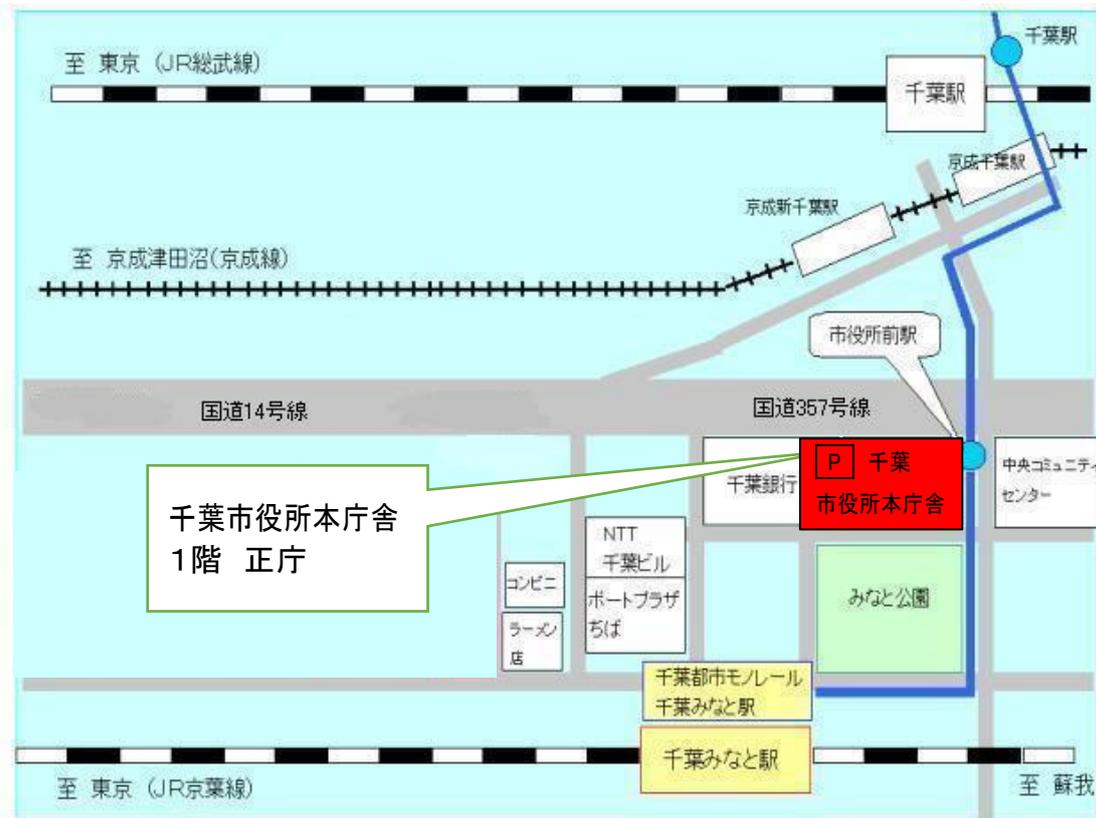
住宅改修費受領委任払取扱事業所登録更新説明会兼研修会

① 令和7年2月17日(月)午後2時開始

のうち、

② 令和7年2月18日(火)午前10時開始

お知らせに記載の日時



最寄駅	千葉都市モノレール	市役所前駅	徒歩1分
	J R京葉線	千葉みなと駅	徒歩10分
	J R総武線	千葉駅	徒歩10～15分
	京成線	京成千葉駅	徒歩10～15分

※千葉市役所本庁舎 市民駐車場の台数には限りがあるため、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

※お車でお越しの方は、「駐車券」を会場までお持ちください。

※参加出来る方は、事前にご提出いただく「事前回答書」で「更新を希望する」と回答した事業所に在籍する役員または従業者1名となります。

※当日の遅刻、早退は受講したものとは認められず、登録更新はできません。時間に余裕をもってお越しください。

※駐車場等工事のため、一時的に通行可能（閉鎖時期未定）



本庁舎1階
開催場所は
こちらです。